

消 安 委 第 55 号
令和 7 年 6 月 24 日

国 土 交 通 大 臣 殿
経 済 産 業 大 臣 殿
こども家庭庁長官 殿

消費者安全調査委員会
委員長 中川 丈久
(公 印 省 略)

消費者安全法第 33 条の規定に基づく意見

標記について、消費者安全調査委員会は、住宅の窓及びベランダからの子どもの転落事故に関して行った、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく調査の結果を踏まえ、消費者安全確保の見地から、下記のとおり意見を述べる。

なお、この意見を受けて講じた措置について、その内容を報告いただくようよろしくお取り計らい願いたい。

記

1 国土交通大臣への意見

子どもが窓及びベランダから転落する危険への対策をした住宅を普及させるため、住宅を供給する事業者等に対して、ガイドラインの普及、子どもが窓及びベランダから転落する危険への対策をした住宅の新築・改修に対する支援等の施策を講ずること。

2 経済産業大臣への意見

子どもの窓及びベランダからの転落防止のための製品の研究・開発が進むよう関係団体に働きかけること。

3 こども家庭庁長官への意見

子どもが窓及びベランダから転落するプロセス及び転落事故防止方法について、保護者等に対する周知啓発の施策を講ずること。